

# 令和7年度 静岡市中央卸売市場開設運営協議会次第

日 時 令和7年9月22日(月)

午前11時00分から

場 所 静岡市中央卸売市場

管理棟4階 大会議室

## 1 開会

## 2 新委員の委嘱

## 3 協議・報告事項

### (1) 静岡市(中央卸売市場)の取り組みについて

#### ① 令和7年度 事業計画に基づく進捗状況

#### ② 市場運営の向上に向けた場内ルールの改正について

ア. 使用料(市場使用料・施設使用料)の見直し

イ. 地上駐車場の有料化

ウ. パレット・コンテナの取扱い

### (2) その他

## 4 意見交換

## 5 閉会

静岡市中央卸売市場開設運営協議会委員・幹事名簿 (敬称略、順不同) 令和7年2月1日～令和9年1月31日

役職名	所 属	職 名	氏 名
1 委員	静岡市農業協同組合	常務理事	大沼 光伸
2 委員	静岡県中小企業団体中央会	経営支援部長	住川 守雄
3 委員	静岡県経済農業協同組合連合会	みかん園芸部部长	川村 芳利
4 委員	しずおか市消費者協会	監事	松永 和子
5 委員	静岡産業大学	名誉教授	佐藤 和美
6 委員	静岡県経済産業部農業局農業戦略課	課長	平野 裕二
7 委員	静岡県経済産業部水産・海洋局水産振興課	課長	伊藤 円
8 委員	公益財団法人流通経済研究所	常務理事 主席研究員	折笠 俊輔
9 委員	静岡V F株式会社	代表取締役社長	関原 秀夫
10 委員	三共水産株式会社	代表取締役社長	杉田 安隆
11 委員	魚市静岡魚市株式会社	代表取締役社長	大川 知弘
12 委員	静岡市青果仲卸協同組合	理事長	赤井 毅
13 委員	静岡市中央卸売市場水産仲卸協同組合	理事長	平野 繁
14 委員	静岡青果物商業協同組合	理事長	望月 健一郎
15 委員	静岡市水産物商業協同組合	理事長	伊藤 公雄
幹事	静岡市保健所	保健所長	田中 一成
幹事	静岡市経済局	経済局次長兼商工部長	気田 敏弘
幹事	静岡市経済局商工部中央卸売市場	参与兼中央卸売市場長	長島 正卓

書記	静岡市経済局商工部中央卸売市場	市場長補佐兼総務係長	水野 智之
書記	静岡市経済局商工部中央卸売市場	業務係長	大原 史明
書記	静岡市経済局商工部中央卸売市場	施設係長	大谷 則隆
書記	静岡市経済局商工部中央卸売市場	主査	梅原 澄子
書記	静岡市経済局商工部中央卸売市場	主任主事	野田 一聡

# 静岡市（中央卸売市場）の取り組みについて

## 市場を取り巻く社会情勢

- ・卸売市場が果たしてきた役割は、今後も時代の変化に適応し、機能を維持する必要がある。
- ・静岡市の将来の人口減少が見込まれる中、農水産物が大規模市場へ集中することで、市場間格差が拡大し、消費される生鮮食料品の量も減少する。さらなる市場の絞り込みが加速し、生鮮食料品の調達には、これまで以上のコストが必要となり、市民や消費者へ安全・安心な生鮮食料品を安定的に供給できなくなる恐れがある。

## 静岡市場の現状

- 物流の2024年問題を背景に、全国の農産品の生産地では出荷先の市場を選択集中し、1カ所あたりへの出荷量を増やす傾向がある中、静岡市中央卸売市場はそういった産地の出荷先から外される傾向にある。
- 市場施設の老朽化およびコールドチェーンへの対応など機能面での不足による品質維持の難しさから、生産者や出荷団体などから、『出荷先として選ばれにくい市場』となっている。

## 市場をどのようにしていきたいか

- 静岡市場を魅力的な市場とする。  
（ここに来ればなんでも揃う）差別化を図り場内事業者には専門性に特化し伸びる要素、その強みを何とするのかを模索する。
- 全国を視野に入れた集荷する場とする。  
市場は集荷する場。静岡市場の立地をいかし中部横断自動車道を利用し内陸部より集荷したり、中継拠点として機能させ、他市場にはない個性を持つ。

## 今後の取り組み

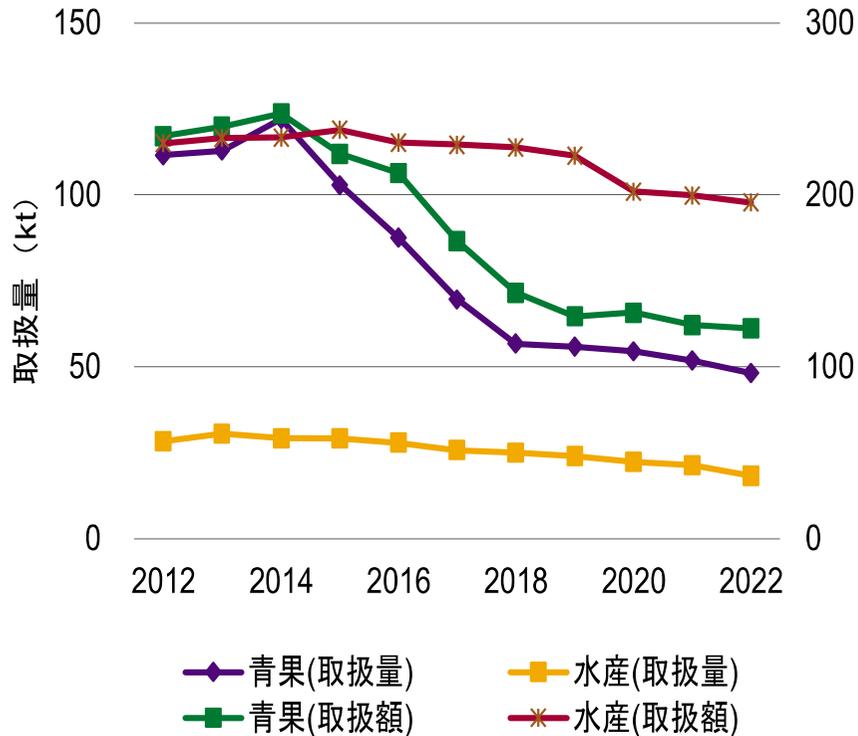
- 市場が新しくなったら見直しを始めるのでは遅い。故に、新しくなった時のことを考え、新しい何かに取り組む方法を考える。
- 令和6年度から継続している場内事業者の集荷力・販売力の強化、市場内流通の効率化等を戦略とする「攻めの戦略」に基づく実証実験の実施。
- 市場機能の向上や持続化を図ることを目的とし事業の効率化、経営状況や取組方法の改善等に資する事業を補助対象とする「静岡市中央卸売市場事業者持続化推進事業補助金」の創設し、拡充していく。
- 現在の使用料は売上高割の市場使用料と面積割の施設使用料の2本立てである。市場使用料は事業者の企業努力により売上が増加したとしても、それに連動して使用料が増加してしまう。そこで、両使用料を施設使用料へ一本化（面積割）することにより、事業者は売上増分を使用料で納める必要がなくなり、収支の計画が立ちやすくなり経営力強化につなげていく。
- 地域における持続可能な生産（農産物・食品等）、加工、流通、消費の全体最適なシステム（（仮）静岡型フードプロセスシステム）の検討・構築。

## 目指すべき姿

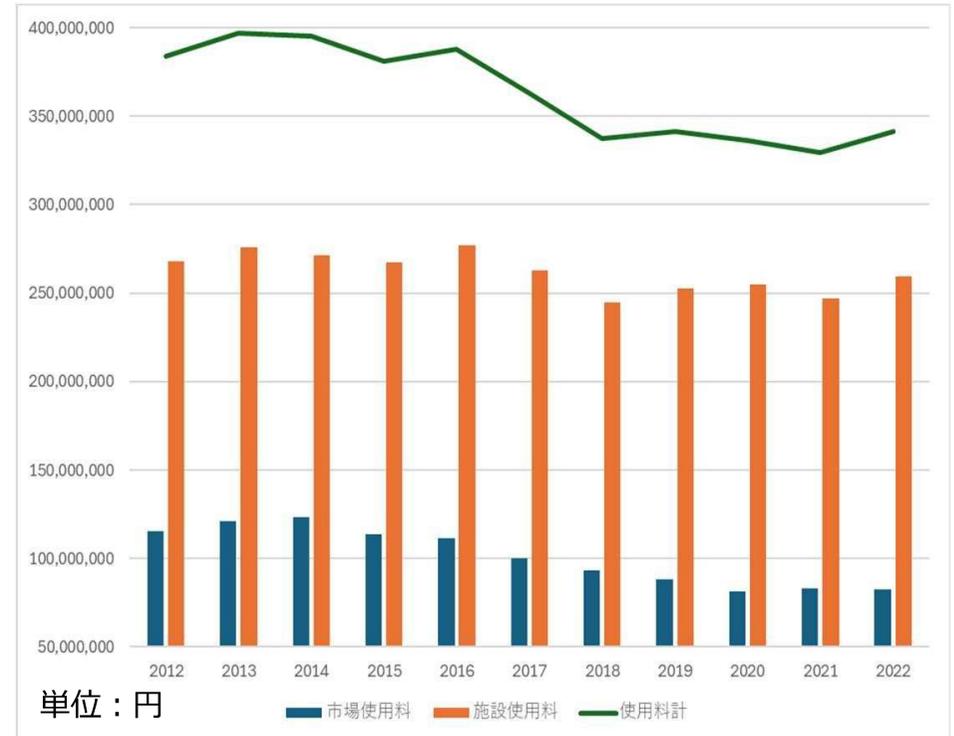
**安全・安心・安定の三位一体の環境づくりによる  
持続可能な静岡市民の食を支える「しずおか市場」**

# 静岡市場の取扱量・取扱額の動向と事業会計の収支

静岡市場における取扱量・取扱額の動向



市場使用料（売上高割）と施設使用料（面積割）の推移



静岡市場の取扱量・取扱高の動向

- 国全体の傾向と同様に、静岡市場の取扱量・取扱額は2012年以降も以前に引き続き減少が続いている
- 部門別にみた場合、2012年比での取扱額について青果部は5割減、水産物部は2割減となっている

静岡市場の課題等

静岡市場における取扱量及び取扱額はともに減少傾向にある。取扱高の減少により市場使用料の収入が下降傾向にある。これらのことによる財源不足により、市場機能の向上はおろか、現状維持のための修繕等が十分に対応できていない。

## 令和7年度 静岡市中央卸売市場 事業計画執行状況

### 1. 一般管理事業

市場機能を維持するため、市場事業の運営に係る庶務的経費であり、市場関係団体への負担金と光熱水費等の支出を行った。

#### ○主な支出

① 光熱水費(9月11日現在)	(予算額)	196,094,000円
	(執行額)	92,991,672円
② 市場協力会ほか負担金	(予算額)	51,874,000円
	(執行額)	48,006,000円

### 2. 今後の市場のあり方検討事業

地域の生産、加工、流通、消費が循環する持続可能な食と農に関する新しいシステムを構築するため、「静岡市食と農システムプロジェクトチーム」において詳細を検討している。また、ハード面での検討を行いつつ、令和6年度に引き続き、ソフト面での実証事業による取扱高の回復等に向けた取組を進めていくことに加え、持続的な市場経営を行っていくためには、場内事業者の経営力向上が不可欠であることから、新たに「事業者持続化推進事業補助金」を創設し、足元の基盤強化にも取り組んでいく。

○攻めの戦略に基づく実証事業等実施業務	(予算額)	5,000,000円
	(執行額)	4,974,640円
○事業者持続化推進事業補助金	(予算額)	5,000,000円
	(執行予定額)	5,000,000円

※参考：令和6年度に実施した「攻めの戦略に基づく実証事業」

実証名	市内及び清水地区の量販店向けの2便の共同配送	自社(商品や卸売市場仲卸)のブランディング
実施期間	12月～2月	10月～3月
実証日	1月30日～2月1日	2月16日、2月27日～3月1、8日
実施主体	三和新静岡株式会社	株式会社山忠水産
参加事業者	静岡促成株式会社、物流3社(有限会社瑠宝、有限会社エスエスサポート、株式会社城昇物流)	なし(1社で実施)
実施背景	1便と比較して荷量の少ない2便は、積載効率が悪いことが仲卸会社の課題であった。	山忠水産は過去に自社商品の開発とロゴ(シール)の製作を実施していたが、頓挫していた。本実証をきっかけに、再始動した。
実施目的	複数の事業者でトラックをシェアし、同じ向け先であれば輸送効率が図れないかを検証。	ブランディングを通じて、自社(静岡市卸売市場)を知ってもらおう。長期的には、自社(静岡市卸売市場)の周知を通じて、市場全体の取扱量の拡大を目指す。
実施内容	静岡市内および清水地区の量販店向けの2便の共同配送	自社商品のロゴを製作。ロゴをシール印刷し、商品に貼り付けることで、消費者へ周知。
今後に向けて	同じ向け先であれば、輸送効率を図ることは可能。既に1便の同じ店舗については、共同配送に取り組んでいる為、2便の共同配送においても輸送費の持ち方等を取り決めた上で共同配送の体制を構築することが必要。また、水産と青果で横断的に、新たに小口配送のサービスを提供してはどうかと物流会社から意見が挙がっていた。	バイヤーへの企画提案に向けた自社商品の開発やコンセプトのブラッシュアップが実施できた。自社商品の開発を継続し、取り扱って貰えるように営業を続ける。高価格商品のため、営業・販売は県内店舗に限らず、県外も視野に入れる。

### 3. 施設管理運営事業

市場施設の機能維持を図るため、設備の保守点検及び小破修繕を実施する。

- 場内警備業務ほか 19 業務 (予算額) 144,136,000 円  
(執行額) 135,610,920 円
- 小破修繕 (9月11日現在) (予算額) 40,000,000 円  
(執行額) 17,123,296 円

(執行額の内訳)

建築	1,543,160 円	9.0 %
土木	968,000 円	5.7 %
電力・通信	217,800 円	1.3 %
照明	1,349,700 円	7.9 %
冷蔵庫・空調	7,615,520 円	44.5 %
衛生設備	3,342,900 円	19.5 %
消防設備	289,300 円	1.6 %
その他	1,796,916 円	10.5 %

### 4. 施設整備事業

市場施設の機能維持を図るため、市場施設及び設備を計画的に更新する。

- (予算額) 75,000,000 円
- 青果棟北側低温卸売場冷蔵設備 2・3号機取替修繕 (執行額) 30,800,000 円

#### ① 青果棟北側低温卸売場冷蔵設備 2・3号機取替修繕

- ・ 青果棟卸売場内に設置された生鮮食料品を低温管理するための機器。
- ・ 設置後 25 年が経過した冷蔵設備 (室外機、室内機) を更新する。
- ・ 同設備 1 号機は令和 6 年度に更新済。



室外機 (スクロール冷凍機)



室内機 (ユニットクーラー)

- 非常用放送設備修繕ほか 4 事業 (執行予定額) 44,200,000 円  
⇒ 年度内契約及び施工完了を見込む。

## 5. 業務管理事業

取引等の市場業務の適正化を図るため、静岡市中央卸売市場業務条例に基づき市場関係者の指導及び監督などを行うとともに、当市場への地域理解促進のため開放型市場への取り組みをより深化させる。

- ・仲卸業者への支援：経営診断、個別相談業務など
- ・取扱実績の把握：販売原票システム保守管理など
- ・取引等の監督：市場監視業務、市場内事業者への立入検査など

### (1) 仲卸業者への支援

- 経営診断・・・10月～12月中旬予定
- 個別相談・・・1月中旬～2月中旬予定

### (2) 取引等の監督

※静岡市中央卸売市場業務条例第60条（報告及び立入検査）の規定による

- 卸売業者への立入検査・・・10月中旬予定
- 仲卸業者への立入検査・・・2月予定

### (3) 開放型市場への取り組み

- 市場まつり・・・11月16日（日）開催予定
- 市場見学（6回開催予定）

日	内 容	人数
8/16(土)	静岡市東部生涯学習センター共催夏休み子供市場見学	26人
8/18(月)	興津少年教室親子市場見学	20人
8/21(木)	静岡市東部生涯学習センター共催夏休み子供市場見学	14人
9/6(土)	学校法人鈴木学園中央調理製菓専門学校静岡校市場見学	16人
9/20(土)	公募による市場見学	20人
10/18(土)	公募による市場見学	20人

※8/16、8/18、8/21は保護者含む

- 料理教室（11回開催予定）

日	内 容	人数
5/24(土)	青果棟見学と丸ごとメロンケーキ作り	16人
6/28(土)	専門家に旬のしらすを学び料理を作る	16人
7/26(土)	市場せり見学と市場の専門家が教える鯨のさばき方	16人
8/23(土)	市場せり見学とまぐろの富士山井を作って食べよう	16人
9/27(土)	旬の「シャインマスカット・巨峰」でタルト作り	16人
10/25(土)	親子でかぼちゃのジャック・オー・ランタンを作ろう！	20人
11/22(土)	市場の専門家が教えるブリの話とクッキング	20人
12/20(土)	いちごでクリスマスケーキ作り	20人
1/24(土)	恵方巻を作って食べよう	20人
2/28(土)	フルーツバスケットを作ろう	20人
3/21(土)	旬の●●貝を知って食べよう	20人

※5/24、7/26、8/23、10/25、12/20は小学生と保護者、

9/27は小学生のみ、6/28、11/22、1/24、2/28、3/21は中学生以上

### 3 (1) ②ア 使用料（市場使用料・施設使用料）の見直し

経済局商工部中央卸売市場

#### 1. 現 状

##### ① 取扱量の減少による市場使用料収入の減少

使用料は売上高割の市場使用料と面積割の施設使用料の2本立てであり、開設当初は、取扱量が上昇傾向にあったことから、取扱高の増加に伴う市場使用料は増加し、健全な市場運営が可能であることを想定していた。

しかし近年では人口減少や社会情勢の変化により平成4年をピークに取扱量の減少が続いており、市場使用料も今後年平均1.4%の減少が見込まれている。

##### ② 施設の老朽化による修繕費の増加

再整備を検討する中で、市場機能を維持するための必要最低限の修繕を実施しているが、昨今の物価上昇等を踏まえると、修繕費は増加傾向にある。

##### ③ 運営状況

開設当初の前提が変わったことにより、市場使用料による料金の徴収の仕組みは実態に即さないものとなっている。さらに修繕費の高騰も重なり、収入に応じた範囲での修繕を余儀なくされた結果、早期に実施すべき修繕が後回しになっている。

#### 2. 目 的

##### 適正な市場運営

売上高割の市場使用料を廃止し、施設使用料（面積割のみ）への一本化による使用料の見直しを行うことで、市場運営の適正化を図る。

#### 3. 使用料見直しの考え方

##### ① 施設使用料への一本化

市場使用料は事業者の企業努力により売上げが増加したとしても、それに連動して使用料が増加してしまう。そこで、両使用料を施設使用料へ一本化（面積割）することにより、事業者は売上増分を使用料で納める必要がなくなり、収支の計画が立ちやすくなる。

##### ② 場内事業者向け補助等事業の拡充

令和6年度から場内事業者の集荷力・販売力の強化、市場内流通の効率化等を戦略とする【「攻めの戦略」に基づく実証事業】を実施している。令和7年度は新たに【事業者持続化推進事業補助金】を創設し、市場機能の向上及び持続化を図る。

#### 4. 今後の取組

場内事業者との合意形成を図るとともに、庁内合意を踏まえた条例改正手続きを進めていく。

### 3 (1) ②イ 地上駐車場の有料化

経済局商工部中央卸売市場

#### 1. 現 状

##### 地上駐車場の運用実態と不均衡な利用状況

開設当初から地上駐車場はお客様（業務優先）駐車場として無料に開放するという方針で運用を行っていた。しかし現在では、有料である屋上駐車場と同様に、市場内事業者による利用が中心となっており、地上駐車場と屋上駐車場の利用状況が同一であるにもかかわらず、使用料に差が生じているため、均衡が図れていない状況となっている。

#### 2. 目 的

##### 駐車場利用における適正性の確保

無料である地上駐車場を有料化することで、屋上駐車場との均衡を図る。また、地上駐車場のルールを整備することで、必要とする方が適正に利用できる環境の整備を目指す。

#### 3. 駐車場料金の改定（案）

1 区画あたりの料金設定については場内および庁内で協議中。

#### 4. 今後の取組

場内事業者との意見集約を通じたルール整備と合意形成を図るとともに、庁内合意を踏まえた条例改正手続きを進めていく。

### 3 (1) ②ウ パレット・コンテナの取扱い

経済局商工部中央卸売市場

#### 1. 現 状

場内にパレット・コンテナが乱雑に置かれていることや、高さが2 m以上積み上げられているものがあり危険であった。

#### 2. 目 的

パレット・コンテナを整理することで、場内の安全性確保及び有効な空間利用につなげる。

#### 3. これまでの取組

令和6年度よりパレット・コンテナの場内整備について協議・検討を行ってきた。パレット・コンテナの場内ルール策定を行うとともに新たなパレット及びコンテナ置場を設置した。令和7年度は、場内ルールに基づき指導を行っている。特に地上（1階）駐車場の放置パレットについては、優先的に取組んでおり10月末までに全て撤去される予定である。

##### 【場内ルール】

- ① 不要なパレット・コンテナは適宜産地に戻すなどする。
- ② 施設内のパレット・コンテナは、日常的に使用するもののみとし、必要最低限とする。
- ③ パレット・コンテナの高さは2 m以下とする。ただし、それ以上の高さにする場合は、はい作業主任者（有資格者）を設置し、開設者事務所へ報告する。
- ④ 保管用パレット等は、決められた置場にて保管する。また、保管用パレット置場については、使用料を定め、管理者を設置する。
- ⑤ 1階駐車場にはパレット・コンテナを放置しない

#### 4. 今後の取組

青果棟内のパレット・コンテナ整理と、青果部コンテナ置場の整理整頓についての指導を行っていく。

## 関係条例等（抜粋）

### 静岡市中央卸売市場業務条例

令和2年3月19日

条例第21号

#### 第6章 静岡市中央卸売市場開設運営協議会

第64条 市場の業務の運営及び市場における売買取引に関し必要な事項を調査審議させるため、静岡市中央卸売市場開設運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 3 委員は、生鮮食料品等の生産、流通及び消費に関し学識経験がある者のうちから市長が委嘱する。
- 4 前2項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 静岡市中央卸売市場業務条例施行規則

令和2年5月27日

規則第68号

#### 第5章 静岡市中央卸売市場開設運営協議会

（委員の任期）

第72条 条例第64条第1項の静岡市中央卸売市場開設運営協議会（以下「協議会」という。）

の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、非常勤とする。

（会長及び副会長）

第73条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長は、協議会の会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第74条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第75条 協議会が必要と認めたときは、協議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、協議会が特に付託した事項について調査審議する。
- 3 部会は、会長の指名する委員により組織する。
- 4 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。
- 5 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の経過及び結果を協議会に報告する。

(幹事及び書記)

第76条 協議会に幹事及び書記若干人を置く。

- 2 幹事は、市及び関係行政機関の職員のうちから市長が任命し、又は委嘱する。
- 3 幹事は、協議会の所掌事務について委員を補佐する。
- 4 書記は、市職員のうちから市長が命ずる。
- 5 書記は、協議会の所掌事務を整理する。

(委任)

第77条 この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

令和7年度 第1回静岡市中央卸売市場開設運営協議会席次表 令和7年9月22日

議長席 佐藤会長
-------------

入口

(敬称略)

大沼委員
住川委員
川村委員
松永委員
平野(裕)委員
折笠委員

関原委員
杉田委員
大川委員
赤井委員
平野(繁)委員
望月委員 (オンライン)

野田書記	大谷書記	水野書記	気田幹事	長島幹事	大原書記	梅原書記
------	------	------	------	------	------	------

入口

傍聴席						
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----